

議 第 164 号

令和 4 年 9 月 5 日提出

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部

改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように
改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例
第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び
同法」を削り、「（以下「職員」という。）」を「及び同法第 22 条の 4 第 3 項に規
定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」とい
う。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第 17 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、
同条第 1 項中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条
の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤
務職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項
若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員に対

するこの条例による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」と、同条例第17条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

(提出理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。